

企画競争説明書

業務名称： インド国ヴァラナシ市衛生改善プロジェクト

公示番号： 19a01261

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年3月18日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年3月18日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：インド国ヴァラナシ市衛生改善プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年5月 ～ 2023年6月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

第1期：2020年5月 ～ 2021年11月

第2期：2022年1月 ～ 2023年6月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第1課 木戸正巳

Kido.Masami@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

【事業実施担当部】

地球環境部環境管理グループ 環境管理第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の特記仕様書の内容を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年 3月25日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年 3月30日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年 4月10日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他
該当なし。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
該当なし

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) IDR1 = 1.53729 円
 - b) US\$ 1 = 110.035 円
 - c) EUR 1 = 120.104 円

5) その他留意事項
該当なし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者／廃棄物管理／住民啓発
 - 上水道総括／無収水削減／住民啓発
 - 汚水・排水総括／汚泥管理

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 37M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年5月12日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知書の日付から10営業日以内に調達部契約第一課(prtm1@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。10営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法

令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 10 営業日以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務： 衛生改善に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

①業務主任者／廃棄物管理/住民啓発

②上水道総括／無収水削減／住民啓発

③汚水・排水総括／泥管理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／廃棄物管理/住民啓発）】

a) 類似業務経験の分野： 廃棄物管理に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域： インド及び全途上国

c) 語学能力： 英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 上水道総括／無収水削減／住民啓発】

a) 類似業務経験の分野： 無収水削減に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域： インド及び全途上国

c) 語学能力： 英語

【業務従事者：担当分野 汚水・排水総括／汚泥管理】

- a) 類似業務経験の分野： 汚泥管理に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域： インド及び全途上国
- c) 語学能力： 英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／廃棄物管理/住民啓発	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者	()	(12.00)
ア) 類似業務の経験		5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	0.00
イ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力：上水道総括／無収水削減／住民啓発	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：汚水・排水総括／汚泥管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

インドでは、人口増加や急速な経済発展に伴い、都市を中心に廃棄物の不適切な管理、生活排水等の不十分な処理による河川等の水質汚濁といった環境問題が非衛生的な生活環境を招いており、地域住民の健康を脅かしている。また上水使用量の急増に対し、水源開発及び上水道整備が追い付いていないため、地下水への過度な依存、不連続・不均等な給水が恒常化し、高い無収水率（約40%以上）、料金徴収率の低迷及び低水準の料金設定等の上水道施設の運営・維持管理面における技術及び財務的な課題を抱えている。

インドで最も聖なる川として崇拝されているガンジス川流域ではインド総人口の約43%が生活しており、その浄化は喫緊の課題であるが、2011年のインド政府による調査ではガンジス川の生物学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand (BOD)）は中央公害管理局（Central Pollution Control Board (CPCB)）が定めた基準値の3.7倍、糞便性大腸菌群数は同基準値の440倍との結果が示された。

ガンジス川流域にあるヴァラナシ市（人口約120万人）は、ヒンドゥー教最大の聖地であり、沐浴や観光を目的に1日延べ30万人の人々が訪れている。ヴァラナシ市においてもインドの他の都市同様、観光業を中心とした産業の発展や人口増加等に伴い水・衛生分野における深刻な課題に直面している。廃棄物管理においては、廃棄物の推定発生量全体の約2割が収集されないまま道路や空き地、排水路、河川などに投棄されており、最終処分についても市が指定した空き地にオープンダンプ方式で廃棄物が搬入・処理されている状況である（City Development Plan (CDP) 2015）。生活排水を含む汚水処理に関しては、既存の下水処理場及び管渠があるものの、汚水発生量全体の約4割が未処理のままヴァラナシ市南北を流れるバルナ川、アッシー川に流入しており、両河川及び（両河川がつながる）ガンジス川への汚濁負荷が増大している。上水供給に関しては、100年以上前に敷設された配水管も多く、漏水による給水制限や配水時点での水質悪化等により住民からの苦情も多く寄せられている。

上記の都市部の水・衛生分野における課題に対してインド政府は様々な取組を行ってきた。2008年には住宅・都市開発省（Ministry of Housing and Urban Affairs、以下、「MoHUA」という。）が「国家都市衛生政策」を定め、具体的な政策目標として、1) 野外排泄の撲滅、2) 包括的な衛生的都市の整備（し尿の適切な処理、衛生施設の適切な維持管理等）、3) 衛生に係る意識向上を挙げた。これらの政策目標達成に向け、州政府は州レベルの衛生戦略（State Sanitation Strategy (SSS)）を、都市部自治体は都市衛生計画（City Sanitation Plan (CSP)）を策定することが定められた。加えて、2012年に水資源省（Ministry of Water Resources、当時）が策定した「国家水政策」では、全人口を対象に飲料水を確保すること及び各地において上下水道を整備することが目標として掲げられた。また、インド政府の政策立案機関であるインド行政委員会（National Institution for Transforming India、NITI Aayog）が2017年に発表した「3ヶ年行動アジェンダ（2017/18～2019/20）」において、都市開発における課題として上下水道の不足が挙げられている。

ガンジス川の浄化に関しては、1985年に河川の水質改善に係る大規模な国家事業として「ガンジス川行動計画（Ganga Action Plan）」が始まり、2009年には浄化事

業の実施組織としてNational Ganga River Basin Authority (NGRBA) が設立された。また、2010年に発表した「Clean Ganga Mission」において、2020年までに未処理の下水をガンジス川に排出しないことが目標として定められ、2014年5月に当選したモディ首相は、就任前からガンジス川の浄化を公約としている。

上記法令・計画等に基づく衛生問題の解決に向けインド政府が行ってきた事業として、以下が挙げられる。

- ネルー国家都市再生計画 (JNNURM) (2005~14年) : 都市部における水・衛生分野を含む都市インフラ整備等を行うもの
- 都市再生および都市化に向けたアタル・ミッション (AMRUT) (2014年~) : ネルー国家都市再生計画 (JNNURM) の後継事業
- クリーン・インド・ミッション (Swachh Bharat Mission (SBM)) : 都市・農村部においてトイレ、廃棄物管理施設等の衛生関連施設の整備を行うもの
- MoHUAは2009年から全国の都市サービス提供に係る共通の指標を作成し、ベンチマークを設定している。具体的には、①上水道9項目、②下水道9項目、③廃棄物処理8項目、④洪水制御・排水2項目と、4分野において計28項目の指標を設定し、各都市に対し、これら指標に基づくデータの収集及びベンチマーク達成へ向けての取り組みを促している。
- モディ首相の下で国内100都市にスマート・シティを建設することを目標とした「スマート・シティ イニシアティブ」が推進されており、2015年6月に「スマート・シティ ミッションガイドライン」を策定している。

また、2014年9月及び2015年12月の日印首脳会談においてもガンジス川浄化や京都市-ヴァラナシ市間の連携強化を含めたヴァラナシ市への協力の重要性が確認され、2018年10月の同首脳会談において「汚染管理、持続的な生物多様性管理、化学物質及び廃棄物管理、気候変動並びに排水処理といった分野での、関係当局間の協力枠組みを活用した環境パートナーシップを強化すること」が「日印共同声明 (日印ビジョンステートメント)」に明記される等、我が国の対インド援助方針においても都市部における水・衛生分野やヴァラナシ市への協力が重視されている。

上記課題への対応及びインド政府の取組に対してこれまでJICAは様々な協力を実施してきた。

- 上水道
 - ・ 円借款「アグラ上水道整備事業 (I) ~ (II)」
 - ・ 有償勘定技術支援「デリー上水道運営・維持管理能力強化プロジェクト (2013年6月~18年5月)」
 - ・ 技術協力プロジェクト「ゴア州無収水対策プロジェクト (2011年1月~14年3月)」
- 汚水・排水
 - ・ 円借款「ヤムナ川流域諸都市下水等整備事業 (I) ~ (III)」
 - ・ 円借款「ガンジス川流域都市衛生改善事業 (バラナシ)」
 - ・ 個別専門家「下水道セクター技術政策アドバイザー (2011年5月~14年5月)」
 - ・ 技術協力プロジェクト「下水道施設の維持管理に関するキャパシティビルディングプロジェクト (2007年4月~11年4月)」
 - ・ 開発計画調査型技術協力「下水道施設設計・維持管理マニュアル策定計画調査型プロジェクト (2010年7月~14年6月)」

上記各分野における協力の成果や進捗も踏まえつつ、ヴァラナシ市に対する包括的な水・衛生分野の協力の可能性を確認するために、2015年に「インド共和国ヴァラナシ市環境改善に関する情報収集・確認調査（以下、「情報収集・確認調査」という。）」を実施した。

上記背景や情報収集・確認調査の結果に基づき、インド政府は我が国政府に対しヴァラナシ市に対する廃棄物管理、上水道、汚水・排水、各分野の課題対処能力向上を目的とした技術協力プロジェクトを要請した。同要請を下にJICAは2017年11月～12月に詳細計画策定調査をそれぞれ実施し、プロジェクトの基本計画についてインド側と合意した。

本プロジェクトは、2020年1月28日にMoHUA、ウッタラプラデシュ州政府、ヴァラナシ市役所（Varanasi Nagar Nigam。以下「VNN」という。）、ウッタラプラデシュ州上下水道公社（Uttara Pradesh Jal Nigam。以下「UP Jal Nigam」という。）と署名・交換した討議議事録（Record of Discussion。以下、「R/D」という。）に基づき、2020年6月より3年間の予定で実施する。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

ヴァラナシ市衛生改善プロジェクト

（2）カウンターパート機関

VNN 衛生局及び上下水道局（以下、「Jal Kal」という。）並びに UP Jal Nigam ヴァラナシ支所

（3）上位目標

ヴァラナシ市全域及び周辺自治体の環境衛生を改善する能力が向上する。

（4）プロジェクト目標

カウンターパート機関（VNN 衛生局及び Jal Kal 並びに UP Jal Nigam ヴァラナシ支所）の環境衛生を改善する能力が強化される。

（5）成果

成果 1. VNN の廃棄物管理に係る能力が強化される。

成果 2. UP Jal Nigam ヴァラナシ支所及び Jal Kal の無収水削減に係る能力が強化される。

成果 3. UP Jal Nigam ヴァラナシ支所及び Jal Kal の汚水・排水管理に係る能力が強化される。

（6）活動

<全成果共通>

0-1. プロジェクト開始時及び終了時に、カウンターパート（Counterpart。以下「C/P」という。）が環境衛生を改善していく能力を評価する。

0-2. C/Pに対して本邦研修及び／または第三国研修を実施する。

0-3. プロジェクトの成果を共有するためのセミナー／キャンペーンを実施し、及び／または環境衛生に係る意識を啓発する。

0-4. パイロットプロジェクトサイトにおいて、環境衛生に係る意識に対するベ

ースライン調査及びエンドライン調査を実施する。

<成果1>

- 1-1. 廃棄物管理の現状及び（インド側で作成した）詳細事業計画書（Detailed Project Report。以下「DPR」という。）をはじめとする既存の計画をレビューする。
- 1-2. 廃棄物管理に係る各種調査（ごみ量ごみ質調査、タイム・アンド・モーション調査、リサイクル市場調査、搬入量調査、住民意識調査）を実施する。
- 1-3. 廃棄物フロー分析を行う。
- 1-4. 現状の廃棄物排出マナー、廃棄物収集・運搬、二次集積点の運営、中間処理及び最終処分システムの問題点を抽出する。
- 1-5. 既存の DPR を参照しつつ廃棄物管理の改善に向けたアクションプランを策定する。
- 1-6. いくつかの区（ward）を選定し、行動計画に基づいてパイロットプロジェクトを実施する。
 - (1) 分別収集システムに沿って、発生源分別を行う。
 - (2) 二次収集及び最終処分場への運搬を改善する。
 - (3) 廃棄物管理業務を委託している民間企業に対する監督及びモニタリングを改善する。
 - (4) パイロットプロジェクトにおける改善活動の費用及び便益を分析する。
- 1-7. 住民参加を含むパイロットプロジェクトの結果に基づいて、行動計画へのフィードバックを行う。
- 1-8. パイロットプロジェクトの教訓を普及するためのセミナーを実施する。

<成果2>

- 2-1. 世界銀行の支援による調査を含む、無収水削減に関する既存の調査をレビューする。
- 2-2. 無収水削減プロジェクトチームを編成する。
- 2-3. 無収水削減対策に係る研修コースを実施する。
- 2-4. パイロットプロジェクト地区として 2 つの配水区（District Metered Area。以下、「DMA」という。）を選定する。
- 2-5. 無収水削減パイロットプロジェクトを実施する。
 - (1) 正確な無収水率を測定するため、パイロットプロジェクト地区を分離するのに必要な仕切弁及び流量計を設置する。
 - (2) 無収水の原因（漏水、不法接続、流量計の故障・不感知）を特定する現地調査を実施し、パイロットプロジェクト実施前の無収水率を測定する。
 - (3) パイロット地区において無収水削減対策を実施し、パイロットプロジェクト後の無収水率を測定する。
 - (4) パイロットプロジェクトにおける無収水削減活動の費用対便益を分析する。
- 2-6. パイロットプロジェクトの結果に基づいて、無収水削減実施マニュアルを作成する。
- 2-7. 市全域の無収水削減のための無収水削減展開計画を作成する。
- 2-8. パイロットプロジェクトの教訓を普及するためのセミナーを実施する。

<成果3>

- 3-1. 腐敗層等からの汚泥（以下、「Septage」という。）管理

- (1) ヴァラナシ市における Septage 管理の現状に係るベースライン調査を実施する。
- (2) 既存の下水処理場 (Sewerage Treatment Plant。以下、「STP」という。) における Septage 処理方法を検討する。
- (3) 既存の STP における Septage 処理方法の適用性を検討するパイロットプロジェクトを計画する。
- (4) 適切な処理方法を決定するため、パイロットプロジェクトを実施する。
 - ① 対象とする Septage の発生源 (分散型污水处理施設及び/または公共/コミュニティトイレ) を決定する。
 - ② Septage を既存の STP へ運搬する。
 - ③ 試行的に、投入する Septage の化学分析と量の測定を行った上で、曝気槽、汚泥消化槽、汚泥乾燥床のいずれかに Septage を投入する。
 - ④ 上記 3 カ所の Septage 投入のそれぞれに対して、処理水及び乾燥汚泥の化学分析を行って Septage 投入の影響を観察する。
- (5) 汚泥管理ガイドラインを作成し、パイロットプロジェクトの教訓を普及する。
- (6) Septage 処理のパイロット施設の設計を行う。
- (7) 東南アジア地域における Septage 処理施設の事例に係る情報を収集し、取りまとめる。

3-2. 新しい分散型污水处理技術の取りまとめ

- (1) 腐敗槽に代わる実行可能な技術として、浄化槽または他の污水处理技術に関する情報を収集する。
- (2) 収集された情報を整理し、「分散型污水处理技術集」として取りまとめる。

3. 業務の目的

本業務は「ヴァラナシ市衛生改善プロジェクト」に関する JICA と MoHUA、ウッタラプラデシュ州政府、VNN、UP Jal Nigam との R/D に基づき、ヴァラナシ市の環境衛生を改善に向け、VNN 衛生局及び Jal Kal 並びに UP Jal Nigam ヴァラナシ支所の環境衛生を改善する能力を強化することを目的として、実施するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、2020 年 1 月に JICA と MoHUA、ウッタラプラデシュ州政府、VNN、UP Jal Nigam との間で署名された R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 業務上の留意点」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 報告書等」を作成するものである。

5. 業務上の留意点

- (1) 新型コロナウイルス対策のためのインド政府による入国制限措置について
インド政府が新型コロナウイルス対策のため、外交、公用、国際連合及び国際機関、就労、プロジェクト査証を除く全ての査証の効力を 3 月 13 日から 4 月 15 日まで停止し、日本人の Visa on Arrival による入国と Electric-Visa の新規申請受付を一時的に停止し、現時点では実質的に日本人のインドへの渡航が不可の状態となっている。一方で、VNN から JICA インド事務所に対し、早期専門家の派遣に関する依頼が接到している。よって、本契約においては

契約締結手続きまで当初予定通り進めることとし、一方で、インドへの渡航及び現地業務開始時期に関して、上記インド政府の新型コロナウイルス対策のための入国制限措置の状況を鑑み、JICAと相談の上、決定することとする。

(2) 全体契約期間の期分け

本契約の全体契約期間は2020年5月から2023年6月までであるが、全体契約期間を2つの契約に分け、第1期契約を2020年5月から2021年11月まで、第2期契約を2022年1月から2023年6月まで、とする。

(3) (全成果共通) 各セクターの十分な現状把握及び同現状に基づいたプロジェクト活動計画の策定及びプロジェクト活動の柔軟性の確保

本プロジェクトは2017年末に詳細計画策定調査を実施し、主にインド側の署名に係る手続きの遅延等により同調査からR/Dの締結まで約2年を要した。詳細計画策定調査時に確認した各セクターの課題については基本的には現時点でも大きな変化がないと考えられ、プロジェクトの基本的なフレームワーク(プロジェクト目標、成果)についても変更は必要ないと思われるが、インド政府側による取り組みや他ドナーの新たな支援等により各セクターにおける状況が変化している可能性(例えば廃棄物管理分野における廃棄物収集業務の更なる民営化、上水道分野における上水道施設の完工や顧客メーターの調達・設置、汚水・排水分野における腐敗層やトイレからの汚泥引抜の制度化の実現等)は考えられることから、プロジェクト開始の初期段階で各セクターの最新の現状を十分に把握し、同現状に基づいてプロジェクト目標及び成果の達成に必要な活動の計画を必要に応じ更新し、活動を実施すること。

また、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、本件業務の受注者は、活動の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性を、JICAに提案を行うことが求められる。JICAは、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を執ることとする。

(4) (全成果共通) 各分野における日本、インド及び近隣諸国(南アジア及び東南アジア地域)の参考事例・グッドプラクティスの情報収集及びC/Pへの共有
プロジェクトの初期段階で、各分野のC/Pの基礎的な知見向上やパイロットプロジェクトの内容確定等に活用することを主目的として、日本、インド及び近隣諸国(南アジア及び東南アジア地域)の各分野の参考事例・グッドプラクティスの情報を収集し、各分野のC/Pへ共有する。

(5) (廃棄物管理) パイロットプロジェクトの対象区(Ward)について

詳細計画策定調査における協議議事録(Minutes of Meetings。以下、「M/M」という。)及びR/Dに添付されているProject Design Matrix(以下、「PDM」という。)(Ver.0)においては「several wards」において廃棄物管理改善のパイロットプロジェクトを行うことをインド側と合意している。現時点では、VNNが一次収集を直営で行っている3~5 wardsをパイロットプロジェクトの対象として想定していることから、プロポーザル策定に当たっての参考とすること。一方で、最終的なパイロットプロジェクト対象とするワード数はプロジェクト開始後VNNとの協議によって確定する点に留意すること。

(6) (上水道) パイロットプロジェクト対象配水区数について

詳細計画策定調査の協議議事録 R/D に添付されている PDM (Ver.0) にお

いて「2つの配水区（District Metered Area、DMA）においてパイロットプロジェクトを実施すること」で合意している。プロポーザル策定に当たっての参考とすること。

- (7) (上水道、汚水・排水) 円借款「ガンジス川流域都市衛生改善事業（バラナシ）」における「Institutional Development Programme（IDP）コンサルティングサービス」の成果の活用

円借款「ガンジス川流域都市衛生改善事業（バラナシ）」のコンサルティングサービスパッケージの1つである「Institutional Development Programme（IDP）」では、UP Jal Nigam、Jal Kal 等に対して、上下水道施設運営維持管理能力強化（運営維持管理マニュアル作成等）、財務改善に向けた組織体制整備、適切な料金水準の検討/料金徴収体制の整備及び住民サービス向上等に係る支援を実施しており、同支援の成果を活用すること。

- (8) (汚水・排水) 詳細計画策定調査において、インド側より Septage 処理施設（パイロットスケール）の建設についても本プロジェクトに含めるよう要請があったが、技術協力プロジェクトである本プロジェクトにおいて大規模な施設建設は不可である旨回答し、施設建設及びコンサルティング業務（概略・詳細設計及び入札補助・施工管理）はインド側で行うこととなり、本プロジェクトにおいてはインド側が行う概略設計及び詳細設計についてのみ技術的なアドバイスを行うこととなった。よってプロポーザル作成においては同技術的アドバイス業務のみ計上すること。

- (9) (全成果共通) 住民啓発に係る JICA 関連事業や他団体との連携

全セクターにおいて住民啓発の活動を行うこととしているが、同活動実施に当たっては、国際・インド国内NGO（例えばインドの森林保全分野の円借款において植林や森林保全の啓発活動を実施した公益財団法人オイスカ等）や JICA の関連事業（協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）「環境・衛生教育を目的とした絵本の読み聞かせ販売事業準備調査（提案法人：講談社）」や普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）「環境配慮型トイレの導入にかかる普及・実証事業（提案法人：大成工業株式会社）」等）との連携可能性について検討し、住民啓発活動の効果の拡大や効率化を可能な限り図ること。

- (10) PDM 及び活動計画（Plan of Operation）を基本とした先方政府との共同運営

プロジェクトの運営においては、PDM 及び Plan of Operation（以下、「PO」という。）に沿った先方政府との共同作業を基本とする。R/DI において合意された PDM（Ver. 0）を元に先方関係機関と協議の上 PDM（Ver. 1）を作成し、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee。以下、「JCC」という。）において先方政府の合意を得ること。また、既存の PO（Ver. 0）を参考に、具体的な活動計画について先方関係機関と協議の上、PO（Ver. 1）を作成すること。

外部条件の変化等によって PDM・PO 見直しの必要性が生じた際は、速やかに JICA に相談・報告すること。PDM・PO は、JCC における JICA と先方政府との協議と合意を以て改定することとし、コンサルタントはその改定に協力すること。

- (11) C/P のオーナーシップの確保と持続性の重視

本プロジェクトは、成果指標の達成を行いつつ、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要と認識している。

コンサルタントは、本プロジェクト終了後も先方政府が持続的に衛生環境の改善に取り組んでいけるよう、先方政府関係機関の主体性を引き出し、共

同作業を通じて、C/P の能力向上及び自助努力による課題解決ができるようにするプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、関係機関との連携構築、技術面、管理運営面、財政面に十分留意した協力を実施すること。

(12) JCC の定期開催支援、モニタリング・シートの作成及び JCC における承認

プロジェクト期間中、原則年 2 回程度、関係機関と合同で JCC を開催する。コンサルタントは、C/P 主体での進捗発表の支援や助言など、JCC の開催に協力すること。また、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明できるよう、C/P を支援すること。なお、インド側との協議により JCC に他の開発パートナーが参加する可能性もあることから、その場合は円滑に実施できるよう協力すること。

また、本プロジェクトでは、JICA 専門家チーム（コンサルタント）及び C/P による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定のモニタリング・シート様式を用いる。派遣前の事前打合せにて、コンサルタントはモニタリング・シート Ver.0（案）を JICA と確認し、その後、案件開始時に C/P 機関と協議を行い、モニタリング・シート Ver.0 の合意を取り付けること。

案件開始後は、半年毎の定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認）を C/P と合同で行い、JICA インド事務所にモニタリング・シートの更新版を提出すること。モニタリング・シートに記載する内容には、活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標への達成見込み含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗、成果に正または負の影響をおよぼす外部要素、等を含むこと。

モニタリング・シートは、JCC 等先方実施機関との定期的な協議に活用する基本文書とし、モニタリング・シート及びワークプランは JCC での合意を得ることとする。

JCC においてかかる定期報告を併せて実施することにより、JCC を、事業進捗に合わせ成果の発現状況確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議の機会とする。JCC には JICA は必ず参加するので、可能な限り前広に日程調整を行うとともに、JCC にてコンサルタントが報告する資料は、事前に JICA に説明し、コメント等を反映させた上で JCC に提示すること。

プロジェクトの基本計画に関する事項を変更する場合は、R/D の変更を要するため、C/P 機関との協議結果と共にモニタリング・シートを JICA インド事務所に提出すること。

また、コンサルタントは、JICA が運営指導調査を実施する場合には、JICA の求めに応じて具体的データに基づいた資料を準備して JICA に提出し、JICA の調査やレビューの実施に協力すること。

(13) キャパシティ・ディベロップメント（Capacity Development）の重視

技術協力業務の実施にあたっては、C/P 側の主体性と内発性を十分に尊重し、C/P との共同作業により、調査・分析・解析・計画策定・実施・報告（報告書等作成や会議・セミナー発表など）を行う。一例として、JCC のプレゼンテーションを極力 C/P に依頼する等、常に共同で業務を行い、能力向上のための工夫を図る。

Capacity Development（以下、「CD」という。）の詳細については、当機構が作成した以下の報告書を参照すること。

●「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック：JICA 事業の有効性と

持続性を高めるために（2004年）」

- 「途上国の主体性に基づく総合的課題対処能力の向上を目指して キャパシティ・ディベロップメント（CD）：CDとは何か、JICAでCDをどう捉え、JICA事業の改善にどう活かすか（2006年）」

（14）広報活動、成果の積極的な発信

本プロジェクトの実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果（アウトカム）について、相手国と日本国内の各層（政策決定者、有識者、国民各層）に広く発信すること。このため、以下の①～⑤の項目を念頭に置きつつ、効果的な広報施策をプロポーザルで提案すること。

①プレスリリース、記者向け説明

本プロジェクトの開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果を相手国内に広く認識してもらうため、JICAインド事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者向け説明などを行う。また、その際は、C/P機関の広報部門と協力することとし、C/P機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行う。

②現地関係機関や他の開発パートナー、NGO等への発信

本プロジェクトにおいて重要な現地関係機関、他ドナー、NGO等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、以下③に記載するニューズレター等を活用してメールやSNS等で情報発信を行う。

③ニューズレター（英語、日本語）

- ・発行頻度は1年に1回程度を想定している。
- ・英語、日本語で作成
- ・各ニューズレター内容については随時、JICAと協議する。
- ・想定される内容は、プロジェクト概要の紹介、進捗状況（随時）、主なイベント（随時）、成果（随時）、プロジェクト専門家からの提言・問題提起、等とする。

④現地セミナー

プロジェクトの進捗状況やアウトカムの達成状況、今後の課題等について情報共有と意見交換を行う広報セミナーを現地で開催する。参加者は、JCCメンバー、C/P、他ドナー、大学関係者等、50名程度を想定する。開催に際しては、JICAインド事務所やC/P機関の広報部門と相談の上、現地マスメディアへの広報の機会として活用すること。セミナーの開催回数は計3回（キックオフ、中間報告、ファイナル）を想定している。

⑤その他

学会発表、論文投稿、を用いた広報の活用可能性を検討し、必要な対応を行うこと。なお、学会発表や雑誌寄稿を行う時は、原稿案をJICA地球環境部へ事前に提出し、承認を得ること。

（15）京都市 - ヴァラナシ市間の連携促進

京都市とヴァラナシ市は2014年8月にパートナーシティ提携に向けた意向書に調印しており、京都市は今後ヴァラナシ市との連携及び同市に対する協力を促進していく意向を持っている。本プロジェクトにおいてJICAと相談した上で適時京都市に本プロジェクトの進捗等について共有するとともに、京都市が有する観光都市としての衛生改善に係る知見や経験を活用できる機会の創出可能性に関して検討すること。

（16）会議への出席及び適時のJICAへの報告

本業務に関連し開催される、業務計画、活動報告ならびに今後の実施方針・計画の検討に関する会議や重要事項等の検討のために必要に応じて開催されるその他の会議（日本国内での会議を含む）への出席、会議資料及び議事録の作成、提出を行う。また、会議を円滑に進めるため、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。

プロジェクトの進捗や課題等に関し、専門家出発前や帰国報告も含め、適時 JICA に報告する。

6. 業務の内容

本件業務の受注者は、上記「2. プロジェクトの概要」に示したプロジェクト目標及び成果を達成するため、JICA地球環境部、JICAインド事務所及びC/P機関との良好な協力体制の下、以下の各業務を実施する。

なお、以下の業務内容を勘案し、POも参考にしつつ、より効果的かつ効率的な業務実施方法と作業工程が考えられる場合にはプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後にC/Pのキャパシティや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICAと協議の上、必要に応じて業務実施方法や作業工程を見直すことを可とする。

【第I期：2020年5月～2021年11月】

<全成果共通の活動>

(1) ワークプランの作成及び承認取り付け

日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、分析を行った上で、業務実施に関する基本方針、実施方法（CD支援の手法を含む）、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を検討し、ワークプラン（案）としてとりまとめる。その後、JICA地球環境部に対し、内容を説明し、必要な修正を行う。また、現地業務の開始に際し、JICAインド事務所に対しても、内容を説明し、C/Pとワークプラン（案）について協議し、第1回のJCCにおいて承認を得る。

(2) 各種報告書の作成・協議

「7. 報告書等 (1) 報告書」に示すとおり、プロジェクト業務進捗報告書及び Monitoring Sheetを作成する。プロジェクト業務報告書は、JICA地球環境部・JICAインド事務所へ事前説明し、コメントを反映させる。その後、先方政府へ説明し、必要な修正を反映した上で、確定版とする。

Monitoring SheetはC/Pと共同で作成し、プロジェクトの進捗状況を確認し、JICAインド事務所に提出する。Monitoring Sheetを用いたプロジェクトのモニタリングは、約6か月に1回の頻度で行い、モニタリング結果はJCCにて報告し、承認を得る。モニタリング事項は、活動報告のみならず、アウトプット発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗及びアウトプットに正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビュー及び終了時評価で実施している工程を包含する。

モニタリング結果に応じて必要と判断した場合に、JICA地球環境部が運営指導調査の形でインドに出張しC/P機関等とプロジェクト進捗に係る協議及び改善に向けた提言を行うことから、受注者は日程調整を含めたロジ面での調整支援や協議への参画といった形で同調査の円滑な実施に協力する。

(3) PDM (Ver. 0) 及びPO (Ver. 0) の改定支援・協議

R/DのPDM (Ver. 0) 及びPO (Ver. 0) を基に、先方政府機関との協議により指標及び指標入手手段等を検討し、現地業務開始後4ヶ月以内を目途に必要な応じて見直し

や変更を反映したPDM (Ver. 1) 及びPO (Ver. 1) を適宜JICA地球環境部及びJICAインド事務所と協議・確認しつつ作成する。プロジェクトの進捗に応じてPDM (Ver. 1) 及びPO (Ver. 1) の改定が必要な場合には、JCCにおいて協議し、JICAに相談の上、R/Dの変更を含む必要な改定手続きを支援する。

(4) JCCの設置及び開催支援

両国の関係機関で構成されるJCCの設置支援及び会議開催を支援し、第1回JCCにおいてはPDM (Ver. 1) 及びPO (Ver. 1) につきJCCにおいて承認を得る。開催頻度は原則として6ヶ月毎とするが、必要に応じてそれ以外にも開催可能とする。

(5) キックオフ・セミナーの開催支援

プロジェクトのキックオフ・セミナーの開催を支援する。現時点で想定されるセミナーの概要は下記の通り。

- 参加者：C/P機関（VNN（衛生局及びJal Kal含む）UP Jal Nigam（本部及びヴァラナシ支所）、ウッタラプラデシュ州政府関係者、MoHUA関係者、JICAインド事務所、他ドナー（想定参加人数：50名程度）
- 目的：プロジェクト開始時に、プロジェクト目標、上位目標、成果、活動内容、スケジュール等を説明し、活動レベルでのC/Pの具体的な役割・責任分担について協議を行う。マスメディアを通じてプロジェクト紹介を行う等、広報への対応も行う。

(6) キャパシティ・アセスメントの実施

プロジェクト実施前後のC/P機関の能力の変化を比較するため、プロジェクトの開始時に、C/Pのキャパシティ・アセスメントを実施する。キャパシティ・アセスメントの方法は、プロジェクト実施を通じて体系的にプロジェクト上位目標、プロジェクト目標及び成果指標の達成に関連した先方政府の個人レベル、組織レベル、社会レベルにおけるキャパシティの評価ができるものとし、加えて、先方政府の能力強化の進展が把握できるものを提案し、JICA地球環境部及びJICAインド事務所に確認した上で、C/Pと協議する。

アセスメント方法の検討に際しては、JICA「キャパシティ・アセスメント・ハンドブック：キャパシティ・ディベロップメントを実現する事業マネジメント（初版、2008年9月）」等の既存資料も参考とすること。

(7) 本プロジェクト対象各セクターの現状把握

本プロジェクトの対象各セクターに関して関連する法令、制度、施策、組織体制の動向やインド政府及び他ドナーの取組も含めて現状把握を行う。結果はJICAに報告し、本プロジェクトの実施に影響を及ぼすと判断されるものについては、JICAと協議の上、必要に応じてPDM (Ver. 1) 及びPO (Ver. 1) の作成にも活用すること。また、これらに関連する情報を月報、プロジェクト業務進捗報告書、Monitoring Sheet等に記載すること。

(8) パイロットプロジェクトサイトにおける環境衛生の意識に係るベースライン調査の実施

廃棄物管理改善及び無収水削減パイロットプロジェクトサイトの住民等の環境衛生の意識に係るベースライン調査を実施する。

(9) 本邦研修に係る業務

本プロジェクトでは、C/Pの能力向上、帰国後の技術波及、人的ネットワークの構築・強化を目的として、本邦において研修（国別研修）を実施する。第1期においては1回×15名×1週間の本邦研修を想定している。コンサルタントが担当する業務は以下を想定している。

- ア 研修日程案及びカリキュラム案の作成
- イ 研修内容の調整
- ウ 研修詳細計画書の作成支援
- エ 講師、見学先、実習先の選定と内諾取り付け
- オ 教材の作成支援／取付
- カ 研修場所及び必要資機材の手配支援
- キ 研修員の人選・選定支援、所属機関との調整
- ク 講義・実習・見学の実施支援
- ケ 研修終了時の評価会の実施支援
- コ 研修成果の帰国後活動への活用促進
- サ その他、研修員のアプリケーションフォーム等の取付け支援等、研修実施に必要な業務

プロジェクトの活動計画に最適な実施時期、人数、具体的な研修内容、日程案、想定される講師や視察先等について提案すること。研修実施に係る経費については「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に則ることとする。なお、研修先、研修内容及び研修参加者は、C/P、JICA地球環境部及びJICAインド事務所と相談の上、最終決定する。

国内の受入手続きに際しては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に則り、「実施業務」（日程案作成、講師・面談者、見学・実習先の手配、カリキュラム（教材、参考資料）作成、ブリーフィング、実施後報告書の作成）を行う。

なお、「受入業務」（航空券の手配、査証の手配、来日時・帰国時の空港送迎、本邦における宿舍手配、海外旅行保険加入手続き、研修員に対する来日時手当及び滞在費の支給）及び「監理業務」（研修員の引率、講義・実習・見学における通訳手配、講義・実習・見学に係る補助業務、研修員の国内移動手配、研修員の病気・けが等各種事態への初動対応）は、原則としてJICAが行うこととする。

(10) 議事録の作成

JICA側、インド側との意思疎通の促進や決定事項の記録等の目的のため、各報告書・レポートの現地説明、インド側に確認を要する事項及び業務内容の変更に関わる事項に係る協議に関する議事録を作成する。なお、JCCについては、協議議事録（M/M）として取りまとめる。

<成果1：廃棄物管理>

(1) ヴアラナシ市の廃棄物管理に係る各種調査

ヴァラナシ市の廃棄物管理に係る現状を把握するための各種調査し、課題を抽出を実施。現時点で想定されている調査は下記の通り。

- ごみ量ごみ質調査

- タイム・アンド・モーション調査
- リサイクル市場調査
- 最終処分場への廃棄物搬入量調査
- 住民意識調査

なお、上記調査に関しては現地再委託での実施を認める。

(2) (1) の各種調査結果等に基づく廃棄物フロー分析

(1) における各種調査結果等に基づきヴァラナシ市における廃棄物発生量（推計）の算出等を含む廃棄物フローを分析し、及び明確化する。

(3) ヴアラナシ市の廃棄物管理の各プロセス及び実施体制における課題の抽出

廃棄物管理の各プロセス（発生源での廃棄物排出、一次収集、二次収集/最終処分場への運搬、中間処理及び最終処分場管理）及び実施体制に係る現状を確認し、課題を抽出する。

(4) ヴアラナシ市の廃棄物管理改善に向けた行動計画（アクションプラン）の策定

(3) で抽出された課題を解決するための、短・中・長期のアクションプランを、C/P機関と共同で策定する。

(5) 対象区（ward）における廃棄物管理改善パイロットプロジェクトの実施

3～5の対象区（ward、VNNが一次収集を担当しているwardを対象とする）をC/P機関と協議して選定し、対象区における廃棄物管理改善パイロットプロジェクトをC/P機関と共同で実施する。R/Dに添付されているPDM(Ver. 0)及びPO(Ver. 0)に記載されているパイロットプロジェクトの具体的な内容案は以下の通りである。最終的なパイロットプロジェクトの内容については、プロジェクト開始後C/Pと協議した上で確定し、PDM(Ver. 1)及びPO(Ver. 1)に反映すること。

- 1) 住民啓発及び発生源分別の実施
- 2) 戸別収集の再徹底
- 3) 二次収集（特に二次集積所の運営改善）及び最終処分場への運搬改善
- 4) 廃棄物管理業務（一次収集の一部、中間処理及び最終処分場管理）の委託先民間企業の監督及びモニタリングの実施
- 5) パイロットプロジェクト実施に要した費用と同プロジェクト実施により得られた便益（定量的及び定性的便益）の比較分析

<成果2：上水道>

(1) C/P機関内での無収水削減対策チームの編成

C/P機関と協議し、C/P機関の職員から管理職クラスも含めて無収水削減対策チームを2チーム編成する。

(2) 無収水削減対策に係る研修計画の策定及び無収水削減対策チームメンバー等に対する研修の実施

無収水削減対策チームメンバーからニーズを聞き取り、無収水削減対策に係る研修計画を策定し、無収水削減対策チームメンバーを中心にC/P機関の職員に研修を実施する。

(3) 供与機材の現地調達

R/Dにおいて合意した供与機材（ポータブル型超音波流量計（1機）及び漏水探知機（1機））を現地調達する。各機材の詳細な仕様についてはC/P機関と協議の上決定すること。

(4) 無収水削減パイロットプロジェクト実施対象地区の選定

無収水削減対策チームメンバーを中心にC/P機関と協議し、無収水削減パイロットプロジェクト実施対象区として2つの配水区を選定する。

(5) 無収水削減パイロットプロジェクトの実施

(4)で選定された2つの配水区を対象に、無収水削減対策チームメンバーと共同で無収水削減パイロットプロジェクトを実施する。R/Dに添付されているPDM(Ver. 0)及びP0(Ver. 0)に記載されているパイロットプロジェクトの具体的な内容案は以下の通りであり、同内容につきプロジェクト開始後C/Pと再度協議の上最終的なパイロットプロジェクトの内容を確定し、PDM(Ver. 1)及びP0(Ver. 1)に反映すること。なお、パイロットプロジェクト対象配水区数を増やすことについてはC/Pから要望された場合でも基本的には認めないこととする。

- 1) パイロットプロジェクト対象配水区を分離するのに必要な仕切弁及び流量計の設置
- 2) 無収水の原因（漏水、不法接続、流量計の故障・不感知）を特定する調査の実施及びパイロットプロジェクト実施前の無収水率の測定・算出
- 3) パイロット地区における無収水削減対策（漏水防止、不法接続の廃止等）の実施及びパイロットプロジェクト後の無収水率の測定・算出
- 4) パイロットプロジェクトでの無収水削減対策に要した費用及び同プロジェクトにより得られた便益（定量的及び定性的便益）の比較分析

<成果3：汚水・排水>

(1) ヴァラナシ市の既存の下水処理場におけるSeptageの処理方法の検討及び既存の下水処理場におけるSeptage処理のパイロットプロジェクトの計画策定

C/Pと共同で、ヴァラナシ市の既存の下水処理場におけるSeptageの処理方法の確認及びベースライン調査を行い、既存の下水処理場におけるSeptage処理パイロットプロジェクトの計画を検討・策定する。

(2) ヴァラナシ市の既存の下水処理場におけるSeptage処理パイロットプロジェクトの実施支援

(1)で策定した計画に基づき、C/Pと共同でヴァラナシ市の既存の下水処理場におけるSeptage処理パイロットプロジェクトを実施する。対象とする下水処理場は1箇所を想定しているが、C/P機関と協議の上対象の下水処理場数を決定する。R/Dに添付されているPDM(Ver. 0)及びP0(Ver. 0)に記載されているパイロットプロジェクトの具体的な内容は以下の通りであり、同内容につきプロジェクト開始後C/Pと再度協議の上最終的なパイロットプロジェクトの内容を確定し、PDM(Ver. 1)及びP0(Ver. 1)に反映すること。なお下記パイロットプロジェクト内容の大幅な変更については、C/P機関から要望があった場合でも基本的には認めないこととする。

- 1) 対象とするSeptageの発生源(分散型污水处理施設及び/または公共/コミュニティトイレ)を決定する。
- 2) Septageを既存のSTPへ安全かつ衛生的に運搬する。
- 3) 投入するSeptageの化学分析と量の測定を行ったうえで、下水処理場の曝気槽、汚泥消化槽、汚泥乾燥床のいずれか、もしくは全てにSeptageを投入する。
- 4) 上記3カ所のSeptage投入のそれぞれに対して、処理水及び乾燥汚泥の化学分析を行ってSeptage投入の影響を分析する。

(3) Septage処理パイロット施設の概略・詳細設計支援

C/Pとヴァラナシ市で発生するSeptageの適切な処理を推進するために必要な施設規模及びインド側の負担により建設するSeptage処理施設(パイロットスケール)の規模について協議し、Septage処理施設(パイロットスケール)の概略・詳細設計に関して専門的知見及びアドバイスを提供する。

【第2期：2022年1月～2023年6月】

<全成果共通の活動>

(1) ワークプランの修正版の作成及び承認取り付け

第I期で作成・承認されたワークプランについてプロジェクトの進捗状況及び必要性に応じて修正版を作成し、第II期の最初に開催されるJCCで承認を得る

(2) 各種報告書の作成・協議

「7. 報告書等 (1) 報告書」に示すとおり、プロジェクト業務進捗報告書、Monitoring Sheet及びプロジェクト事業完了報告書を作成する。プロジェクト業務報告書及びMonitoring Sheetの作成・承認の要領は第1期と同様とする。

(3) PDM及びPOの改定支援・協議

プロジェクトの進捗状況及び必要性に応じてJCCでの協議及びJICAに相談の上R/Dの変更を含むPDM及びPOの改定に必要な手続きを支援する。

(4) JCCの開催支援

原則6ヶ月毎のJCCの会議開催を支援する。

(5) 中間報告、ファイナル・セミナーの開催支援

プロジェクトの中間報告及びファイナル・セミナーを開催する。現時点で想定される各セミナーの概要は下記の通り。

➤ 中間報告セミナー

- 参加者：C/P機関(VNN(衛生局及びJal Kal含む)UP Jal Nigam(本部及びヴァラナシ支所)、ウッタラプラデシュ州政府関係者、MoHUA関係者、JICAインド事務所、他ドナー(想定参加人数：30名程度)
- 目的：プロジェクトの進捗状況、課題及び課題に対する対応策について協議を行う。マスメディアを通じてプロジェクト紹介を行う等、広報への対応も行う。

➤ ファイナル・セミナー

- 参加者：C/P機関(VNN(衛生局及びJal Kal含む)UP Jal Nigam(本部及びヴァ

ラナシ支所)、ヴァラナシ市周辺自治体関係者、ウッタラプラデシュ州政府関係者、MoHUA関係者、JICAインド事務所、他ドナー(想定参加人数:60名程度)

- 目的:各セクターのプロジェクトでの成果を発表し、今後プロジェクトの成果の普及及び持続性の確保のために必要なアクションについて協議するとともに、プロジェクト終了後に向けた先方のコミットメントを得る。マスメディアを通じてプロジェクト紹介を行う等、広報への対応も行う。

(6) キャパシティ・アセスメント(プロジェクト終了時)の実施

プロジェクト実施前後のC/P機関の能力の変化を比較するため、プロジェクトの終了時に、C/Pのキャパシティ・アセスメントを実施する。キャパシティ・アセスメントの方法は、第1期に同じ。

(7) パイロットプロジェクトサイトにおける環境衛生の意識に係るエンドライン調査の実施

廃棄物管理改善及び無収水削減パイロットプロジェクトサイトの住民等の環境衛生の意識に係るエンドライン調査を実施する。

(8) 本邦研修に係る業務

第2期においては2回×15名×1週間の本邦研修を想定している。コンサルタントが担当する業務は第1期に同じ。

(9) 議事録の作成

第1期に引き続き各協議における議事録及びJCCにおける協議議事録(M/M)を作成する。

<成果1:廃棄物管理>

(1) 対象区(ward)における廃棄物管理改善パイロットプロジェクトの実施(継続)

第1期に引き続きパイロットプロジェクトを実施する。

(2) パイロットプロジェクトの結果のフィードバック

パイロットプロジェクトの結果をアクションプランにフィードバックし必要に応じてアクションプランを修正する。また同結果をパイロットプロジェクト対象地域の住民にもフィードバックする。

<成果2:上水道>

(1) 無収水削減パイロットプロジェクトの実施(継続)

第1期に引き続きパイロットプロジェクトを実施する。

(2) 無収水削減実施マニュアルの策定支援

無収水削減対策チームメンバーと共同で、パイロットプロジェクトの成果も活用しつつ「無収水削減実施マニュアル」を策定し、同マニュアルを同チームメンバー以外のC/P機関職員に普及するための説明会の開催を支援する。

(3) ヴアラナシ市全域の無収水削減のための無収水削減対策展開計画の策定支援

C/P機関と共同で、パイロットプロジェクトの成果も活用しつつ、短・中・長期の

無収水率削減目標を含む「無収水削減対策展開計画」の策定を支援する。

<成果3：汚水・排水>

(1) ヴァラナシ市の既存の下水処理場におけるSeptage処理パイロットプロジェクトの実施支援（継続）

第1期に引き続きパイロットプロジェクトの実施を支援する。

(2) Septage処理パイロット施設の概略・詳細設計支援（継続）

第1期に引き続き概略・詳細設計支援を実施する。

(3) Septage管理ガイドラインの策定支援

パイロットプロジェクトの結果も活用しつつ、安全かつ衛生的なSeptage管理のためのガイドラインを、C/Pと共同で策定する。

(4) 腐敗層以外の分散型汚水処理技術の取りまとめ

先進国（日本に限らず欧米諸国も含む）及び途上国で腐敗層以外で実用化されている分散型汚水処理技術に係る情報を収集し、「分散型汚水処理技術集」として取りまとめる。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。これら報告書の最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

本契約第1期における成果品は、「プロジェクト事業完了報告書（第1期）」とする。なお（2）の技術協力成果品は本契約プロジェクト事業完了報告書（全体）の電子データのCD-ROMに含めるものとする。プロジェクト事業完了報告書（第1期）の提出期限は2021年11月19日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

	報告書等	提出時期	部数
第1期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	2020年6月 (契約締結後10日以内)	和文：2部 電子データ：1式
	ワークプラン	2020年9月	和文：2部 英文：7部 電子データ：1式
	モニタリング・シート (Ver. 1)	2020年12月	英文：1部 電子データ：1式
	プロジェクト業務進捗報告書 (第1号)	2021年3月	和文：2部 英文：2部 電子データ：1式
	モニタリング・シート (Ver. 2)	2021年6月	英文：1部 電子データ：1式
	モニタリング・シート (Ver. 3)	2021年11月	英文：1部 電子データ：1式

	報告書等	提出時期	部数
	プロジェクト事業完了報告書 (第1期)	2021年11月	和文：2部 英文：7部 CD-ROM：2枚
第2期	ワークプラン（修正版、必要に応じて）	2022年1月	和文：2部 英文：7部 電子データ：1式
	プロジェクト業務進捗報告書 (第2号)	2022年7月	和文：2部 英文：2部 電子データ：1式
	モニタリング・シート (Ver. 4)	2022年7月	英文：1部 電子データ：1式
	モニタリング・シート (Ver. 5)	2023年1月	英文：1部 電子データ：1式
	モニタリング・シート (Ver. 6)	2023年6月	英文：1部 電子データ：1式
	プロジェクト事業完了報告書 (全体)	2023年6月	和文：2部 英文：7部 CD-ROM：2枚

- ① 業務計画書、ワークプラン、プロジェクト業務進捗報告書は、簡易製本とする。プロジェクト事業完了報告書は、JICA 規程に沿って製本する。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月）を参照する。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf

<報告書作成にあたっての留意事項>

- ア 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保することとする。
- イ 英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、適切な英語により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。
- ウ 各報告書（業務計画書を除く）は、本論の要点を簡潔且つ明瞭に記載した要約を含むこととする。
- エ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書と資料編の項目の照合が容易に行われるよう工夫を施すこととする。また、和文要約には英文報告書の対応ページを参照できるように記載することとする。
- オ 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記することとする。
- カ 可能な限り表や図を用いるとともに、報告書本文の頁数を極力減らすこととする。
- キ 本報告書で用いられる通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載することとする。
- 業務開始後に最初に作成・提出が求められるワーク・プランの記載項目（案）は

以下のとおりとする。

ワーク・プラン記載項目（案）

- 1) 本業務の概要（背景・経緯・目的）
- 2) 本業務実施の基本方針
- 3) 本業務実施の具体的方法
- 4) 本業務実施体制
- 5) PDM (Ver.1) 及びPO (Ver.1)
- 6) 業務フローチャート
- 7) 要員計画
- 8) 先方C/P便宜供与負担事項
- 9) その他必要事項

② モニタリング・シート (Monitoring Sheet)

プロジェクト開始後、原則6ヶ月毎に、JICAが定めた様式（以下のPM Form 3-1、3-2、3-3）に基づき、モニタリング・シートを先方政府と合同で作成すること。

- ・ PM Form 3-1: Monitoring Sheet Summary
- ・ PM Form 3-2: Project Monitoring Sheet I (Revision of Project Design Matrix)
- ・ PM Form 3-3: Project Monitoring Sheet II (Revision of Plan of Operation)

③ プロジェクト事業完了報告書

コンサルタントは、契約各期終了までにプロジェクト事業完了報告書を作成し、先方政府ならびにJCCへの説明および内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえプロジェクト事業完了報告書を修正のうえ、JICAの確認を経たうえで、提出する。なお、プロジェクト事業完了完了報告書（全体）に関しては、JICAが開催する会議でプロジェクト事業完了報告書（全体）に基づく最終報告を実施し、その内容についてJICAの合意を得ることとする。また、プロジェクト事業完了報告書（全体）にはモニタリング・シート「PM Form 4: Project Completion Report」も含めるものとする。報告書の記載項目（案）は、JICAと協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料

コンサルタントが直接もしくはC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。

本プロジェクトの成果達成後に期待されるアウトカムについて、プロジェクト終了後、先方政府が一定の品質を持ってそれらを自立的に実施できるようにすることを目的に、本プロジェクトの活動にかかる技術協力成果品を作成することとする。現行のPDM (Ver. 0) に基づき、技術協力成果品の種類については以下の項目が想定されるが、活動の実施状況によっては、必要に応じて成果品の追加、削減等をJICA及び先方政府側との協議のうえ検討するものとする。これらの技術協力成果品は、先方政府関係者に広く共有されることが期待され、内容についてはJICA、C/Pに確認することとする。

- ・ アクションプラン（廃棄物管理）
- ・ 無収水削減実施マニュアル
- ・ 無収水削減対策展開計画
- ・ Septage 管理ガイドライン
- ・ 分散型汚水処理技術集

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA地球環境部に提出する。また、電子データは、JICA地球環境部とJICAインド事務所双方に提出すること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ Work Breakdown Structure (WBS)
- エ 業務フローチャート
- オ 貸与物品リスト

(4) 写真集、映像集

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、契約終了時に、提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトのアウトカムを分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。

提出する写真は50枚程度、映像は各5分以内とし、写真毎・映像毎に簡単な説明を付ける。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICAに帰属するものとする。

(5) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA様式による収集資料リストを付した上で、業務終了後、JICAに提出する。

第4 業務実施上の留意点

1. 業務の行程

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- (1) 第1期：2020年5月～2021年11月
- (2) 第2期：2022年1月～2023年6月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体88.92M/M程度（現地78.67M/M、国内10.25M/M）

全体 約88.92M/M程度

うち、第1期 約44.67M/M（現地39.17M/M 国内 5.50M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、下記の担当分野の団員及び担当内容を想定している。ただし、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成が有る場合は、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 業務主任者／廃棄物管理／住民啓発（1号）
- (2) 収集・運搬改善
- (3) 中間処理/最終処分改善
- (4) 上水道総括／無収水削減/住民啓発（3号）
- (5) 給配水管敷設・修繕/メーター検診
- (6) 漏水探知
- (7) 汚水・排水総括／汚泥管理（3号）
- (8) 汚泥管理施設設計/分散型污水处理

3. 相手国側の便宜供与

(1) 各C/P機関によるC/Pの配置

(2) 各C/P機関における事務所スペースの提供

詳細については、2020年1月28日に署名のR/Dを参照のこと。

4. 配布/公開資料

(1) 配布資料

- ・ 要請書
- ・ World Bank “Capacity Building for Urban Development Project”
Developing Strategy for Reduction of Non-Revenue Water in Varanasi Nagar Nigam Volume I Detailed Project Report (August 2015)
- ・ World Bank “Capacity Building for Urban Development Project”
Developing Strategy for Reduction of Non-Revenue Water in Varanasi Nagar Nigam Volume II Performance Based NRW Reduction Contract for Varanasi Draft RFP (August 2015)

(2) 公開資料

本業務に関する以下の資料が、JICA図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) のウェブサイトで公開されている。

- ・ インド国「ヴァラナシ市衛生改善プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041312.html>)
- ・ インド共和国 バラナシ市環境改善に関する情報収集・確認調査ファイナルレポート 本文
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025138.html>)
- ・ インド共和国 バラナシ市環境改善に関する情報収集・確認調査ファイナルレポート 別冊資料
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025139.html>)
- ・ インド国 トイレ整備に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020189.html>)
- ・ インド国「環境・衛生教育を目的とした絵本の読み聞かせ販売事業準備調査(BOPビジネス連携促進)」最終報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040674.html>)
- ・ インド国 環境配慮型トイレの導入にかかる案件化調査業務完了報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032332.html>)
- ・ インド国 下水道施設設計・維持管理マニュアル策定計画調査(第1フェーズ)ファイナル・レポート 要約
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255961.html>)
- ・ インド国 下水道施設設計・維持管理マニュアル策定計画調査(第2フェーズ)ファイナル・レポート 要約
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019430.html>)
- ・ Septage Management A Practitioner's Guide (Center for Science and Environment and Ministry of Urban Development) (2017)
(https://www.cseindia.org/static/mount/recommended_readings_mount/26-septage-management-a-practitioners-guide-update.pdf)

5. その他留意事項

(1) 現地再委託

本プロジェクトにおいては下記業務の現地再委託を想定している。下記以外で現地再委託の業務が合理的と判断される業務がある場合にはプロポーザルにおいて提案すること(本見積とすること)。なお、現地再委託によらず、現地傭人による提案も可とする(本見積とすること)。

(廃棄物管理)

- ・ ごみ量ごみ質調査
目的：ヴァラナシ市において発生する廃棄物量を推計し及び廃棄物の構成について明らかにするための基礎データの収集。
内容・範囲(案)：二次集積所及び最終処分場において1回ずつ調査を行う。
- ・ タイム・アンド・モーション調査
目的：一次収集から最終処分場への運搬の作業状況及びそれに要する時間を確

認する。

内容・範囲(案)：ヴァラナシ市役所が直営で一次収集を行っている 2 wards(区)を対象に、各区1回ずつ行う。

- ・ リサイクル市場調査

目的：ヴァラナシ市におけるリサイクルの現状・仕組みについて確認する。

内容・範囲(案)：C/P、一次収集者、最終処分場管理者、リサイクル業者等へのヒアリング及びリサイクル現場の視察を行う。

- ・ 最終処分場への廃棄物搬入量調査

目的：最終処分場(Karsana Compost Plant付近)への廃棄物搬入量を確認する。

内容・範囲(案)：乾季、雨季1回ずつ、約1週間連続して、最終処分場(Karsana Compost Plant)の入口に設置されているウェイブリッジのデータを収集し、分析する。

- ・ 住民意識調査

目的：ヴァラナシ市の住民の衛生に対する意識を確認する。

内容・範囲(案)：廃棄物管理及び上水道のパイロットプロジェクト対象地区から3か所(廃棄物管理パイロットプロジェクト対象区の中から2 wards(区)、上水道のパイロットプロジェクト対象配水区から1配水区)を選定し、住民の衛生に対する意識調査を行う。

(2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(3) 安全管理

現地業務に先立ち、すべての業務従事者について、外務省海外旅行登録(たびレジ)に登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を構築すること。現地滞在期間中は現地の治安状況についてJICAインド事務所並びに在インド日本大使館で十分な情報収集を行った上で業務に当たる。また、JICAインド事務所と常時連絡がとれる体制を整備し、移動手段や滞在现场、期間等の情報を事前に共有する等留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

(5) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定する。

(6) 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やリベリア政府側の対応次第で渡航時期および業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定致します。

以上